

御浜町行財政改革大綱

＜令和 7 年度～令和 12 年度＞

令和 7 年 5 月 御浜町

目 次

1. はじめに	2
2. これまでの行財政改革の取組み	3
3. 大綱の位置づけ	4
4. 大綱の計画期間	4
5. 基本目標	4
6. 基本方針と推進項目	5
基本方針（1）業務の効率化と住民サービスの向上	6
基本方針（2）財政基盤の強化	8
基本方針（3）職員能力の向上と組織体制の強化	9
7. 大綱の推進体制	10
8. 大綱の進捗管理	10
9. 御浜町行政改革推進委員会への諮問書	11
10. 御浜町行政改革推進委員会からの答申書	12

1. はじめに

人口減少や少子高齢化の進展等をはじめとする社会情勢の変化、多様化する住民ニーズや複雑化・高度化する地域課題への対応等、本町を取り巻く環境は急激に変化しています。

本町では、このような厳しい環境変化に対応し、より迅速で適切な行財政運営を行うため、令和3年3月に策定した第6次御浜町総合計画前期基本計画において「質の高い自治体経営の実現」を掲げ、持続可能な行政運営と質の高い行政サービスの提供を目指し、行財政改革に取り組むとしています。

本町の人口は、著しい少子化により毎年約120人が減少しており、町税収入や地方交付税の減収等、今後より厳しい財政運営となることが懸念されています。

また、老年人口割合のさらなる上昇により、扶助費など社会保障に係る費用の増加が見込まれるほか、以前の人口規模を想定した公共施設の維持管理についても、老朽化や耐震化への対応が迫っている状況にあり、さらには新たな認定こども園や小中学校、高速道路へのアクセス道路などの建設等、重要かつ負担の大きい行政需要が直前に控えております。

本町の喫緊の課題として、財源を確保し経常経費の抑制に努めながら、人口規模に見合った行政手法への変更及び公共施設の整理・統合を行うなど、事務事業全般の見直しが必要であると同時に、急速に進む情報技術革新による社会情勢の変化と多様化する住民ニーズに的確に対応するため、行政事務のデジタル化を推進し業務の効率化と住民サービスの向上を図らなければなりません。

そのためには、職員一人ひとりが常に新たな視点や発想、行政を経営する意識を持ちながら業務を進めるとともに、行政と住民がそれぞれの役割と責任を担い、協働して地域課題の解決に向かう住民参加のまちづくりを推進していくことが重要となっています。

“不断の行財政改革を推進し、健全な財政基盤を堅持しつつ、次世代に負担を先送りしない形で、「持続可能なみはま」を未来に引き継いでいく”その指針としてここに御浜町行財政改革大綱を策定します。

2. これまでの行財政改革の取り組み

本町では、これまで平成18年1月に策定し、以降本町の行財政改革を含めた町政運営の基本方針として継承してきた「新しいまちづくりの指針」に基づき、“行政運営の健全化”や“住民自治の確立”を目指し、行政改革の推進や財政の健全性の確保に向けた各種の取り組みを進めてきました。

行政改革の推進では、特別職の報酬や定員適正化計画の見直しなどによる人件費の抑制、事務事業の効率化と住民サービスの向上を目的とした組織・機構の再編、保育所の再編や学校の統廃合の検討などの公共施設の統廃合、支出に対するルールの明確化と総額の抑制を目指した負担金・補助金等の整理合理化、受益者と非受益者との公平性の確保を目的とした受益者負担の適正化等に取り組みました。

財政の健全性の確保では、財政健全化計画の策定及び財政収支見通しの作成に取り組み、収支不足の解消と総合計画の実現に係る財政的補完を推進しました。

その結果、人件費の抑制が図られ一時的ではありますが経常収支比率が改善されたほか、保育所を5園から3園（現在は2園）に統合し、老人クラブや福祉団体など各種団体への補助金の整理・統合を図り実質的な削減をするなど、歳出抑制に効果を示しました。

一方で、放課後児童クラブの設置や高齢者世帯への見守り訪問、防災対策の強化など住民ニーズの多様化・高度化へ対応し、住民サービスの向上を図ることができました。

その他にも、効率化に向けた業務システムの見直しや人事評価制度を活用した人材育成、能力開発、ICT技術を活用したデジタル化の推進、選択と集中による事業効果の向上等、「事務事業の見直し」「事務の効率化」「職員の意識改革」等に重点を置いた不断の行財政改革に取り組んできました。

3. 大綱の位置づけ

本大綱は、本町の最上位計画である「第6次御浜町総合計画」を着実に推進するための原動力として位置づけることとします。

	計画期間									
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
第 6 次 御浜町総合計画	基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
御浜町行財政大綱						御浜町行財政改革大綱				
						行財政改革実施プラン（年度毎計画）				

4. 大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や行財政改革の進捗状況等により、必要に応じ計画期間を見直す場合があります。

5. 基本目標

職員一人ひとりが常に行財政改革の意識を持ち、業務の見直し、業務の効率化を図ることとて、限られた行財政資源で住民ニーズに即した最適な行政サービスを提供するとともに、職員が最大限能力を発揮できる組織づくりや行政と住民が相互に協力・連携し、協働でまちづくりを進めることにより、町の将来像「一人ひとりが、幸せを実感し、『みはま』らしく輝くまち」を目指すこととし、本大綱の基本目標を次のとおり定めます。

基本目標：質の高い行政運営の実現と持続可能なまちづくり

6. 基本方針と推進項目

本大綱の基本方針は、これまでの行財政改革の基本的な考え方や取組みを継承しつつ、多様化する住民ニーズや情報化の進展による社会環境の変化、行政のデジタル化等の新たな課題に対応するため、次に掲げる3つの施策を基本方針として位置づけ、各基本方針に基づく推進項目に具体的な目標を設定して実行していきます。

(1) 業務の効率化と住民サービスの向上

(2) 財政基盤の強化

(3) 職員能力の向上と組織体制の強化

大綱の体系

基本方針		推進項目	
1	業務の効率化と 住民サービスの向上	①	事務事業の見直し
		②	D Xの推進
		③	住民の利便性の向上
		④	住民参加のまちづくりの推進
2	財政基盤の強化	①	財源の確保
		②	財政の健全化
		③	公共施設の適正な管理と有効活用
		④	補助金・負担金の見直し
3	職員能力の向上と 組織体制の強化	①	職員の能力開発と意識改革
		②	働きやすい職場環境の整備
		③	組織機構の見直し
		④	職員の適正配置と定員管理の適正化

(1) 業務の効率化と住民サービスの向上

① 事務事業の見直し

法令遵守や適切なリスク管理を前提に、B P Rの手法等を活用した業務フローの見直しを図るとともに、P D C Aサイクルの着実な実行による事務事業のブラッシュアップやスクラップアンドビルドの考え方に基づく計画策定等、事務事業の選択と集中を図り、住民サービスの向上に繋がります。

人口減少下でも行政サービスの質を維持・向上させ、業務の効率化と人材の効果的な活用を図るため、有効性を検証したうえで業務の民間委託や指定管理者制度の活用を推進します。

また、広域圏におけるスケールメリットや地域特性を生かした広域的な自治体連携の推進に取り組みます。

- ※ BPR：「Business Process Re-engineering」の略、業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し、業務改善すること。
- ※ PDCA サイクル：「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」業務改善のフレームワーク。
- ※ ブラッシュアップ：練り上げる、より良いものにするという意味。
- ※ スクラップアンドビルド：非効率なものを廃止し、新しい効率的なものに切り替えること。

② D Xの推進

御浜町D X推進計画に基づき、A IやR P A等の様々なデジタル技術を活用した業務の効率化に取り組むとともに、客観的なデータ活用によるE B P Mを推進し、効率的かつ効果的な行政運営を目指します。

- ※ DX：「Digital Transformation」の略、情報通信技術を活用し生活をより良いものに变革すること。
- ※ AI：「Artificial Intelligence」の略、人工知能。
- ※ RPA：「Robotic Process Automation」の略、事務作業や定型業務などを人間に代わって実行し、効率化するソフトウェア。
- ※ EBPM：「Evidence-Based Policy Making」の略、統計データや各種指標など、客観的エビデンス（根拠や証拠）を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと。

③ 住民の利便性の向上

行政手続きのオンライン化の推進やキャッシュレス決済の拡充、窓口サービスの向上等により、すべての住民に優しく便利で利用しやすい住民サービスの提供に取り組みます。

④ 住民参加のまちづくりの推進

多様な情報ツールを活用した積極的な情報発信に加え、町政懇談会や座談会等を通じた、きめ細かな住民との情報交換を推進し、広報・広聴活動の一層の充実を図るとともに、地縁団体やボランティア団体の活動を支援します。

住民はもとより、地域で活動するNPO法人、企業、各種団体等と共に多様な主体がそれぞれの役割と責任を認識し、協働して地域課題の解決に取り組む、「住民参加のまちづくり」の実現を目指します。

(2) 財政基盤の強化

① 財源の確保

課税客体の的確な把握と適正な課税に努めるとともに、納税者の利便性向上や滞納対策の強化に取り組み、着実な収納率の向上を図ります。また、各種使用料等の見直しなど受益者負担の適正化をはじめ、町有財産の有効活用及び処分、国や県の交付金等の活用拡充、ふるさと納税や企業版ふるさと納税等の財源の確保に努めます。

② 財政の健全化

中期的な財政収支見通しを試算し、予算編成等に活用するなど、計画的な財政運営に努めます。また、地方公会計制度による財務分析を行い、経常経費の節減や投資的経費の効率的な配分、公営企業等の適正運営等、行財政マネジメントに活用します。

③ 公共施設の適正な管理と有効活用

持続可能な行政サービスを提供するため、御浜町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の長寿命化及びインフラ資産の更新・修繕等を計画的に行います。

住民ニーズに見合った行政サービスの水準を維持するため、施設の統合、廃止を含めた公共施設の適正な管理を進めます。

④ 補助金・負担金の見直し

行政の責任範囲、経費負担のあり方、公益上の必要性及び補助効果等の観点から、補助、負担の継続の適否や今後の方向性などを検討するとともに、基本的な支出に関するルールを決めたうえで前例にとらわれない実情に合った必要な見直しを行います。

(3) 職員能力の向上と組織体制の強化

① 職員の能力開発と意識改革

人事評価制度を活用した能力開発や各種の職員研修の受講等により、計画的かつ継続的な人材育成に取り組むとともに、前例や慣習にとらわれることなく、常に改善・改革する意識、コスト意識等を喚起するなど、職員の意識改革を図ります。

② 働きやすい職場環境の整備

有給休暇の取得促進や時間外労働の縮減、ストレスチェックなどの心身の健康保持、働き方と職場環境の改善等により、職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、職員一人ひとりがモチベーションを高く持ち、それぞれの能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めます。

③ 組織機構の見直し

多様化する住民ニーズや社会情勢の変化等、新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応できるよう、横断的で機動性のある組織機構の編成に取り組みます。

また、関連業務及び重複業務の整理・集約を行い、組織の最適化を図るとともに、役職の構成について、職務内容を明確化し、職務・職責に応じた最適なものとなるよう職制の見直しを行い、効果的な組織運営を進めます。

④ 職員の適正配置と定員管理の適正化

職員個々の能力が十分に発揮できる適材適所の人員配置を行うため、職員の適正配置に取り組むとともに、複雑化・高度化する行政ニーズに対応するため、専門職など必要な人材及び職員数の確保等、業務量に見合った定員管理の適正化に努めます。

7. 大綱の推進体制

本大綱を計画的に推進していくため、職員一人ひとりが行財政改革の意識を持ち、行政改革推進本部及び同作業部会の組織を活用し、それぞれの役割に応じた取組みを継続的に行い、着実に行財政改革を実施していきます。

(1) 行政改革推進本部

(体制) 本部長 : 町長

副本部長 : 副町長

本部員 : 教育長、会計管理者、各課長・特命監及び参事

(役割) 行財政改革大綱の策定に関する事

行財政改革大綱及び同実施プランの進捗確認に関する事

その他行財政改革に係る重要事項に関する事

(2) 行政改革推進本部作業部会

(体制) 基本方針ごとに10名程度

(役割) 推進項目の具体的な取組内容の調査、検討

行財政改革実施プランの策定

(3) 各担当課（行財政改革実施組織）

(役割) 行財政改革実施プランの実施

8. 大綱の進捗管理

年度当初に各課で推進項目ごとに具体的な取組目標を設定し、目標達成に向け取り組みます。半期ごとに進捗確認及び評価を行い、必要により目標や取組の一部修正を行い、年度内に達成できるように進捗管理を行います。

9. 御浜町行政改革推進委員会への諮問書

御企第 103号

御浜町行政改革推進委員会

会長 古城 式史 様

行政改革推進に関する重要事項について（諮問）

御浜町行財政改革大綱を策定するにあたり、御浜町行政改革推進委員会設置条例第2条の規定に基づき下記事項に係る貴委員会の意見を求めます。

諮問事項 : 御浜町行財政改革大綱（案）について

令和7年4月23日

御浜町長 大 畑 覚

10. 御浜町行政改革推進委員会からの答申書

令和7年5月9日

御浜町長 大 畑 覚 様

御浜町行政改革推進委員会
会長 古城 式史

行政改革推進に関する重要事項について（答申）

令和7年4月23日付け御企第103号で諮問のあった御浜町行財政改革大綱（案）について、本委員会において慎重に審議した結果、御浜町における行政改革の指針として妥当であると認めます。

なお、行政改革の推進にあたっては、審議の過程において議論された意見等に十分留意されるよう、下記の意見を付して答申します。

記

1. 住民参加のまちづくりについては、住民との協働のみならず、地域内で活躍する各種団体、企業、NPO等、幅広い主体が参画できるような仕組みづくりについて検討すること。
2. 実施プランの作成にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ・地域の状況を踏まえ、その特性に即したプランを策定すること。
 - ・キャッシュレスの推進等にあたっては、不慣れな方々に十分に配慮しつつ推進すること。